

大分県報

令和三年
第二三九号
九月三日

（金曜日）

目次

告示

- 一 青少年に有害な興行の指定……………
- 一 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………
- 一 森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項……………
- 二 道路区域の変更（二件）……………

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………三

公 告

- 四 落札者等の公示……………
- 四 所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………

○告示 示

大分県告示第五百三十六号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和三年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年九月三日

大分県報（告示）

一

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令三・ 八・一八	映画	和服熟女 みだれて昇天	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	淫美談 アノコノシタタリ	オーピー映画	
〃	〃	アイドル盗撮 丸出しSEX	新東宝映画	
〃	〃	痴漢バス 良い妻悪い妻普通の妻	新東宝映画	
〃	〃	不倫、変態、悶々弔問	オーピー映画	
〃	〃	よがるナオンと巨乳と義母と	新東宝映画	

大分県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営危険ため池緊急整備事業 （ため池整備）	園田尻池地 区	令三・九・三から 令三・九・二四まで	国東市役所

大分県告示第五百三十八号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法

第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林、樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和三年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市、国東市及び佐伯市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

令和三年九月二十五日から令和四年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合には、十五ミリメートル)以下になるように破砕を行うこと。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

- 4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第五百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年九月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間		区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
	前	後	前	後		
県道赤根富来浦線	国東市国見町赤根字尾ノ上六八三番一地从先から	国東市国見町赤根字的石九四六番二まで	二五・二 メー ト ル 八・九	四一・七 八・一	二七三・四	メー ト ル
	国東市国見町赤根字的石九四三番四から	国東市国見町赤根字中野七九五番二まで	一一・〇 六・五	二七九・二		
県道文珠山浜線	国東市国見町赤根字的石九四三番一地从先から	国東市国見町赤根字中野七九五番二まで	五二・三 八・一	七〇・三	七〇・三	メー ト ル
	国東市国見町赤根字中野七九五番二	国東市国見町赤根字中野七九五番二				

大分県告示第五百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年九月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
県道豊前耶馬溪線	中津市耶馬溪町大字川原口字ナル田 八四番四地先から 中津市耶馬溪町大字大野字三坪二六 八二番一まで	前	後	メートル 二六・七 五・〇	メートル 三六〇・〇
		三六・四 一〇・九	三六〇・〇		
県道竹田犬飼線	豊後大野市犬飼町下津尾字犬飼山四 〇五二番一地内	前	後	メートル 三〇・〇 二七・四	メートル 八・九
		二七・四 二三・四	八・九		

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和三年九月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える数にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年九月三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、一三九人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える数にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一九、六一八人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える数にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、四〇九人
別府市	三二、〇一九人
中津市	二二、九一五人
日田市	一七、八三二人
佐伯市	一九、九〇六人
臼杵市	一〇、七六八人
津久見市	四、九一六人
竹田市	六、〇四七人
豊後高田市	六、二五五人
杵築市	八、〇二二人
宇佐市	一五、三四四人
豊後大野市	九、九九九人
由布市	九、四三四人
国東市・姫島村	八、四三五人
日出町	七、八四三人
九重町・玖珠町	六、八四二人

令和三年九月三日

大分県報（告示・選管委告示）

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

エアクッション艇 三隻

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県企画振興部交通政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年八月十二日

四 落札者の氏名及び住所

Griffon Hoverwork Ltd Adrian Went Managing Director

(グリフォン・ホバーワーク・リミテッド エイドリアン・ウエント マネージング
ディレクター)

Merlin Quay, Hazel Road, Woolston, Southampton SO19 7GB, United Kingdom

五 落札金額

四十一億六千四百八十六万六千六百十六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年七月一日

~~~~~

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林  
予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和三年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名

掲示場所

山先 二郎、小山 光、田口 千熊、工藤 奎太郎、田中 円治  
郎、田口 彦太郎、小山 イシ、長谷川 直、赤嶺 宗喜、日田共  
立株式会社、後藤 一、佐藤 嘉吉、佐藤 豊記、志手 浅太郎、  
加藤 政太郎、小野 豊、小野 荒太郎、志手 亦市、市之瀬 悦  
夫、衛藤 勝治、田中 到、小野 牛太郎、立川 安太郎、右田  
直、古野 万吉、立川 鶴記、高倉 良政、志手 文吉、志手 善  
三郎、志手 末太郎

由布市役所

二 通知の要旨

令和三年六月四日付け大分県告示第四百十一号により行つた森林法第三十条の規定によ  
る通知